民生児童委員の紹介

民生児童委員とは、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちです。

このたび、令和4年12月1日付けで厚生労働大臣から委嘱されましたので、お名前と担当地区をお知らせします。

町民の皆さまが生活上の困難な事や悩み事など、問題が生じた場合には、各地区の民生児童委員にご相談ください。

また、児童に関する事などについては、主任児童委員にご相談ください。

◉ 民生委員・児童委員

（敬称略）

住　所	氏　名	担　当　地　区
新沢木	加賀美紀子	オニシ・上沢木・新沢木
元沢木	川口　宜満	元沢木・栄丘
共栄	高橋　昇	共栄・東中雄武・開生の一部
中雄武	坂口　和彦	西中雄武・上雄武・上幌内
東浜町	澤田佳一郎	旭町の一部・東浜町
新日の出町	中西　愛子	新日の出町の一部・日の出仲町の一部・旭町の一部
新日の出町	今泉　幸子	新日の出町の一部・日の出仲町の一部・開生の一部
日の出北町	池　慶二	日の出仲町の一部・日の出北町
栄町	高橋　誠	錦町・栄町
宮下町	中島　克弥	本町・宮下町
末広町１区	石井　幸子	幸町・末広町１区の一部・末広町２区の一部
末広町１区	豊田　和子	末広町１区の一部・新町の一部
末広町２区	小泉　純子	末広町２区の一部・新町の一部
北浜町	中井　康樹	港町・北浜町・末広町２区の一部・魚田の一部
曙	永井　浩子	緑町・曙の一部
潮見町	松嶋恵美子	潮見町・曙の一部
青葉	村田　和則	豊丘・興和・青葉・曙の一部
魚田	天間　明美	魚田の一部
幌内東町	高野　圭子	音稲府・幌内全域

◉ 主任児童委員

（敬称略）

住　所	氏　名	担　当　地　区
北浜町	四辻　裕二	町内全域
潮見町	橋本　幸子	町内全域

問福祉給付課社会福祉係

！その他

赤十字「災害用炊き出し釜」が配置されました

問日本赤十字雄武町分区

令和4年12月下旬に日本赤十字北海道支部から雄武町分区に対して、「災害用炊き出し釜」が配置されましたので、今後の災害時の救護活動などに活用して参ります。

本釜の配置については、各自治会の協力を得て、町民の皆さまに納入いただいた「社資」が財源となっていますので、今後とも赤十字事業の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

↑今回配置された「災害用炊き出し釜」

法定相続情報証明制度をご利用いただくと相続手続が簡単に

現在、相続手続では被相続人の戸除籍謄本などの束を、相続手続を取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に被相続人の戸除籍謄本などの束を提出し、あわせて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しが無料で必要な通数分交付されます。

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用していただくことで、戸除籍謄本などの束を何度も出す必要がなくなります。

※法定相続情報一覧図の様式は法務局のホームページにあります。

【必ず必要な書類】

・被相続人の戸除籍謄本（出生から亡くなられるまでの戸籍謄本および除籍謄本）

・被相続人の住民票の除票

・相続人の戸籍謄抄本（相続人全員の現在の戸籍の謄本または抄本）

・申出人の氏名、住所を確認することができる公的書類

【必要となる場合がある書類】

・各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）

・委任による代理人が申出の手続をする場合

①委任状

②申出人と代理人が親族関係にあることがわかる書類（親族が代理する場合）

③資格者代理人団体所定の身分証明書の写しなど（資格者代理人が代理する場合）

・被相続人の戸籍の附票（被相続人の住民票の除票が取得できない場合）

介護保険要介護認定高齢者に係る障害者控除・おむつ代の医療費控除

問旭川地方法務局紋別支局 ☎23－2521

要介護認定を受けている高齢者などが、所得税や住民税の申告の際に、税の控除を受けるための認定書や証明書を申請により発行します。

障害者控除対象者認定書

障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けていない場合でも、次の対象者には、認定書を発行します。

対象者

・障害者控除

①65歳以上で要介護者

②要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度AもしくはBランクに該当、または認知症高齢者等日常自立度Ⅳランクに該当する人

・特別障害者控除

①65歳以上で要介護者

②要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度Cランクに該当、または認知症高齢者等日常自立度Mランクに該当する人

控除額

・障害者控除　所得税　27万円
　住民税　26万円

・特別障害者控除　所得税　40万円
　住民税　30万円

おむつ代の医療費控除証明書

要介護認定を受けている人で、町が発行するおむつ代の医療費控除証明書により、医師による治療を受けるため必要な費用であることが明らかにされたものについては、医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除証明書は、医師が作成する「おむつ使用証明書」をお持ちのうえ、保険給付係で申請をしてください。また、この申請をするのが2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」は不要となります。

控除額

その年中に支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額を除き、さらに10万円または所得金額の5％のいずれか少ない額を差し引いた残りが医療費控除額となります。

問い合わせ

認定書、証明書の発行
問福祉給付課保険給付係
☎84－2023

税の控除
問税財管理課課税係
☎84－2121